

名古屋市告示第210号

公金の収納に関する事務の委託

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金の収納に関する事務を委託しましたので、同条第2項の規定により告示します。

令和7年4月7日

名古屋市長 広 沢 一 郎

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地
名古屋市中区栄二丁目2番23号
アーク白川公園ビルディング8階
株式会社スリール
代表取締役 加藤 勇人
- 2 指定公金事務取扱者に委託した収納に関する事務に係る歳入
計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により本市が行う特定
計量器の定期検査に係る手数料
- 3 指定公金事務取扱者に係る指定をした日
令和7年4月1日
- 4 指定公金事務取扱者に委託した日
令和7年4月1日

名古屋市経済局産業労働部産業企画課